

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

告示	ページ
○県統計調査の実施 (統計分析課)	1
◎告示 (高知県立足摺海洋館に係る入場料の徴収事務の委託)の廃止 (地域観光課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (5件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) ( " )	2
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の退職 ( " )	3
高知県選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出	3
○政治団体の届出事項の異動の届出	4
正 誤	
◎正誤 (令元・9・27付け 規則)	5

## 告 示

### 高知県告示第430号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。  
令和元年10月15日  
高知県知事 尾崎 正直

- 調査の名称  
結核についてのアンケート調査
- 調査の目的  
結核患者のうち65歳以上の高齢者が占める割合が増加している中で、今後、高齢者施設等での集団生活に伴う結核の感染拡大を予防するに当たり、当該施設における常勤職員の結核についての知識、認識等を把握し、より効果的な普及啓発方法について検討するための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
  - 地域  
宿毛市、土佐清水市、四万十市並びに幡多郡大月町、三原村及び黒潮町
  - 単位

人

- 属性  
養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又はデイサービス施設に勤務する者のうち、常勤の介護職員、看護職員又は管理職員
  - 報告を求める事項及びその基準となる期日
    - 報告を求める事項  
ア 結核患者との関わりの有無  
イ 結核についての勉強会等への参加の有無  
ウ 結核の特徴、症状及び治療についての知識の有無  
エ 定期健診（胸部レントゲン検査を含むものに限る。）の受診の有無  
オ 施設の利用者の健康状態の確認方法  
カ 施設での結核対策について
    - その基準となる期日  
令和元年10月1日現在
  - 報告を求める者
    - 数  
約800人
    - 選定方法  
各施設に電話で確認した全数
  - 報告を求めるために用いる方法
    - 調査組織  
県が施設を経由して報告を求める。
    - 調査方法  
郵送による調査
  - 報告を求める期間  
令和元年10月下旬から同年11月上旬まで
- ### 高知県告示第431号
- 平成20年5月高知県告示第305号（高知県立足摺海洋館に係る入場料の徴収事務の委託）は、廃止する。  
令和元年10月15日  
高知県知事 尾崎 正直
- ### 高知県告示第432号
- 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。  
令和元年10月15日  
高知県知事 尾崎 正直
- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的  
次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登録するものです。

昭和48年8月農林省告示第1771号

- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに香美市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和元年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年10月15日  
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 493号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	
安芸郡北川村小島 157番2から 安芸郡北川村小島 579番1まで	前	17.2	99	
		42.1		
	後	A	17.2	99
			42.1	
		B	10.4	90
			61.9	

### 高知県告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、令和元年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和元年10月15日  
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 宿毛城辺
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市錦字錦口1091番3から宿毛市錦字錦口1101番4まで	前	11.8 } 24.7	327
	後	15.9 } 47.0	316

**高知県告示第435号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、令和元年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和元年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町長澤字フタマタ180番11から吾川郡いの町長澤字スガワセ149番1地先まで	前	9.7 } 38.0	210
	後	9.7 } 28.1	210

**高知県告示第436号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、令和元年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和元年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 萩中須崎
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見下川334番	前	3.2 } 5.7	132
	後	5.5 } 10.7	132

**高知県告示第437号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、令和元年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和元年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 作屋影野停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町七里字砂揚甲1105番6から高岡郡四万十町七里字神主ヤシキ甲1141番2まで	前	A 4.3 } 11.2	242
高岡郡四万十町七里字砂揚甲1105番1から高岡郡四万十町七里字神主ヤシキ甲1141番2まで	後	6.7 } 33.5	438

**高知県告示第438号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、令和元年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和元年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町長澤字フタマタ180番11から吾川郡いの町長澤字スガワセ149番1地先まで	210	令和元年10月15日

**高知県告示第439号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、令和元年10月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 令和元年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大久保伊尾木
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸市奈比賀字北平1743番2から安芸市奈比賀字礪溝ノ上1740番2まで	72	令和元年10月15日

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、用石須賀土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和元年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所  
 監事 小川 和章 土佐市用石1579番地  
 " 國繁 正光 " " 776番地



土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、用石須賀土地改良区から次のとおり退職した清算人の届出があった。

令和元年10月15日

高知県知事 尾崎 正直

氏名 住所  
 森岡 正典 土佐市用石1163番地  
 横川 慎一 " " 769番地  
 森岡 覺 " " 1461番地  
 小川南海夫 " " 1582番地  
 沼 典生 " " 1236番地  
 片山 一也 高知市春野町西畑314番地

-----  
**選挙管理委員会告示**  
 -----

**高知県選挙管理委員会告示第48号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月15日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

名称 (代表者の氏名)	会計責任者 の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類 (第1号)	公職の候補者 の氏名及び公 職の種類 (第 2号)	届出年 月日
天晴党 (前田 和功)	前田 和功	高知市朝倉甲311-22	参議院議員	前田 和功 参議院議員	令元・ 7・31

## 高知県選挙管理委員会告示第49号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月15日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	公明党高知県本部 （黒岩 正好）	池脇 純一	黒岩 正好	異動なし	令元 ・ 7 ・ 28
新		黒岩 正好	西森 雅和		
旧	公明党高知総支部 （高木 妙）	山根 堂宏	異動なし	高知市神田1732-18	令元 ・ 7 ・ 28
新		高木 妙		高知市高埴21-13	

その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治団体）

区分	名称 （代表者の氏名）	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日
旧	高知県社会保険 労務士政治連盟 （大崎 悠司）	中谷 公一	異動なし	異動なし	令元 ・ 6 ・ 11
新		大崎 悠司			

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤																																																
令元・9・27	号外18	◎規則	24	左	<p><b>第119号様式の2</b>（第73条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">自動車税種別割課税免除決定通知書</p> <p>年 月 日付けで課税免除の申請のありました自動車税種別割については、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">自動車登録番号</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">種類及び用途</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>車名及び型式</td> <td></td> <td>排気量又は最大積載量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> <td>主たる定置場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>決定事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>決定理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>課税免除する年度</td> <td>年度</td> <td>免除税額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>（審査請求及び取消訴訟に関する告示）</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>備考 審査請求及び取消訴訟に関する告示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。</p>	自動車登録番号		種類及び用途		車名及び型式		排気量又は最大積載量		車台番号		主たる定置場		決定事項				決定理由				課税免除する年度	年度	免除税額	円	<p><b>第119号様式の2</b>（第73条関係）</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">県税事務所長 印</p> <p style="text-align: center;">自動車税種別割課税免除決定通知書</p> <p>年 月 日付けで課税免除の申請のありました自動車税種別割については、次のとおり決定しましたので通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">自動車登録番号</td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;">種類及び用途</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> <tr> <td>車名及び型式</td> <td></td> <td>排気量又は最大積載量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>車台番号</td> <td></td> <td>主たる定置場</td> <td></td> </tr> <tr> <td>決定事項</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>決定理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>課税免除する年度</td> <td>年度</td> <td>免除税額</td> <td>円</td> </tr> </table> <p>（審査請求及び取消訴訟に関する告示）</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法の規定に基づき、高知県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する判決を経た場合に限り、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、行政事件訴訟法の規定に基づき、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となります。）提起することができます。ただし、(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>備考 審査請求及び取消訴訟に関する告示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。</p>	自動車登録番号		種類及び用途		車名及び型式		排気量又は最大積載量		車台番号		主たる定置場		決定事項				決定理由				課税免除する年度	年度	免除税額	円
自動車登録番号		種類及び用途																																																				
車名及び型式		排気量又は最大積載量																																																				
車台番号		主たる定置場																																																				
決定事項																																																						
決定理由																																																						
課税免除する年度	年度	免除税額	円																																																			
自動車登録番号		種類及び用途																																																				
車名及び型式		排気量又は最大積載量																																																				
車台番号		主たる定置場																																																				
決定事項																																																						
決定理由																																																						
課税免除する年度	年度	免除税額	円																																																			